

平成 26 年 2 月 17 日
株式会社日本政策金融公庫
甲 府 支 店

「平成 26 年 2 月の大雪による被害を受けられた 農業者等の皆さまの相談窓口」を設置しました

平成 26 年 2 月の大雪による被害を受けられた農業者等の皆さま方に対し、心からお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫甲府支店農林水産事業では、被害を受けられた方を対象に、公庫資金のご融資や、既存の公庫資金のご返済に関する相談窓口を設置しましたのでお知らせします。(窓口開設日：平成 26 年 2 月 17 日)

相談窓口	お問い合わせ先
甲 府 支 店 農 林 水 産 事 業	フリーコール 0120-926482 所在地 山梨県甲府市丸の内2-26-2

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農 業施設等の被害の復 旧に必要な資金	負担額の 80% 又は 300 万円 (特例 600 万円) のいずれか低い額	①果樹の改 植、補植 25 年以内 (3 年以内)	①1.00%以内
			②①以外 15 年以内 (3 年以内)	②0.85%以内
農林漁業セーフテ ィネット資金 (災害)	災害を原因とする売 上や所得の減少など 一定の要件を満たす 農林漁業者の方が、経 営の安定を図るため に必要な資金	【一般】 600 万円以内 【特認】 年間経営費等の 3/12 以内	10 年以内 (3 年以内)	0.65%以内

(注1) 利率は平成 26 年 2 月 17 日現在のものです。金利情勢により変動します。

(注2) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。